

北九州市保育マイスター活躍促進事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、北九州市内の保育所（園）、認定こども園、幼稚園（以下、「教育・保育施設」という）や北九州市内の保育所連盟、保育士会、私立保育連盟、私立幼稚園連盟等（以下、「関係機関・団体等」という）が行う教育・保育の質を向上させるための取組を支援するため、園内外における研修及び公開保育、保育の質評価等を推進する地域人材としての保育マイスターの活躍を促進する事業に関して、必要な事項を定める。

（事業内容）

第2条 本事業は、北九州市の教育・保育の質向上を目指し、北九州市が実施主体となって北九州市保育マイスター認定審査会設置要綱に基づき認定している保育マイスターの活躍を促進するとともに、教育・保育施設、関係機関・団体等の研修会や公開保育、保育の質評価等に対する専門的な支援を行うものである。

2 保育マイスターが実施する内容は次のとおりとする。

- （1）保育マイスターによる支援を希望する教育・保育施設、関係機関・団体等が行う研修会の講師や公開保育の開催及び援助、保育の質評価等を行う。
- （2）研修会や公開保育、保育の質評価等を通じた教育・保育の質の向上を目的とし、保育マイスターによる支援等を希望する教育・保育施設、関係機関・団体等に対するファシリテート等による協働的な支援を行う。
- （3）その他、北九州市の教育・保育の質向上を目指すために、保育マイスターによる支援が適当と子ども家庭局長が認めた活動を行う。

（支援活動の申込）

第3条 研修、公開保育、保育の質評価等の実施にあたり、保育マイスターによる支援等を希望する教育・保育施設、関係機関・団体等は、「保育マイスター支援活動申込書（第1号様式）」を北九州市に提出しなければならない。

（支援活動の決定）

第4条 北九州市長は、前条の申込があったときは、北九州市保育マイスター認定者の中から支援活動を行う保育マイスターを決定し、支援を希望した教育・保育施設に対し、「保育マイスター支援活動決定通知書（第2号様式）」により通知する。

2 北九州市長は、保育マイスターが在籍している教育・保育施設に対し、「保育マイスター支援活動依頼書（第3号様式）」により依頼する。

(支援活動回数・日程)

第5条 保育マイスターの支援活動は、原則、1施設(機関・団体)あたり年3回を上限とする。

2 保育マイスターの支援活動日程については、北九州市が事前の調整を行うこととし、保育マイスター及び依頼元の教育・保育施設、関係機関・団体等の状況に応じて設定する。

(実績報告)

第6条 保育マイスターの支援を受けた教育・保育施設、関係機関・団体等は、内容の完了後1ヶ月以内に「北九州市保育マイスター支援活動実績報告書(第4号様式)」を北九州市に提出しなければならない。

(報酬)

第7条 次の各号に掲げる支援活動の区分に応じ、保育マイスターに対し報酬を支払うものとする。

- (1) 研修会の講師や公開保育の開催及び援助、保育の質評価等への支援活動報酬
- (2) 研修、公開保育、保育の質評価等での協働的なファシリテート等による支援活動報酬
- (3) その他、北九州市全体の教育・保育の質向上を目指すために認められた支援活動報酬

2 前項の報酬は、次の報酬金額表のとおりとする。

報酬金額表

内容	1時間あたり
研修会の講師や公開保育の開催及び援助、保育の質評価等への支援活動報酬	6,900円
研修、公開保育、保育の質評価等での協働的なファシリテート等による支援活動報酬	
その他、北九州市全体の教育・保育の質向上を目指すために認められた支援活動報酬	
※支援活動時間に1時間未満の端数が生じる場合は、30分未満は切り捨てとし、30分以上は切り上げて1時間とみなす。	

(報酬の支払)

第8条 報酬の支払対象期間は、月の初日から末日までとする。

2 報酬は、実績報告書受領後に当月分の全額を翌々月の末日までに支払う。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 第3条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとし

て規定した第3条に規定する書面等により行われたものとみなす。

- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

（守秘義務）

第10条 保育マイスターは、支援活動上知り得た個人情報や施設情報を厳重に管理し、機密を保持しなければならない。

（安全管理の責任）

第11条 公開保育中を含む支援活動期間中の園児の安全確保、および保育の実施責任は、原則として依頼元の教育・保育施設、関係機関・団体等に帰属する。

（指導・助言の性質）

第12条 保育マイスターが行う支援活動は、依頼元の教育・保育施設、関係機関・団体等の保育実践に対する「専門的知見に基づく観察・助言」であり、依頼元の教育・保育施設、関係機関・団体等の運営や保育の実施そのものを直接代行するものではない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、子ども家庭局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。